# 通所介護重要事項説明書•第一号通所事業重要事項説明書

社会福祉法人にんじんの会 デイホームにんじん・上野原

### ◆ 利用者様の相談や苦情については、次の窓口で対応します。何でもおたずね下さい。

① サービス相談・苦情窓口 (受付時間 月~金曜日 9:00~17:00)担当者 事業所長 伊藤 祐司 電話番号 0554-62-6222

② 当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。 上野原市 長寿介護課 電話番号 0554-62-3128

相模原市 福祉基盤課 指導班 電話番号 042-769-9226

山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談窓口担当 (毎週水曜日 午前9時~午後4時) 電話番号 055-233-5276

「苦情解決の仕組み指針」に基づく第三者委員

・渡邉 英治(元上野原市区長会 会長)
・原田 良二(元上野原市長寿健康課 主幹)
電話番号
の554-62-5276
・原田 良二(元上野原市長寿健康課 主幹)

# ◆ ご利用料金のご案内

(1)介護保険の利用料金

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

全額(円)	介護保険適応外利用料金(全額自己負担額)
1割(円)	介護保険適応時自己負担額(1割負担額)
2割(円)	介護保険適応時自己負担額(2割負担額)
3割(円)	介護保険適応時自己負担額(3割負担額)

注) 当事業所における地域区分単価は1単位= 10.00 円となります。

			サービス内容略称			全額(円)
				合成	算定	1割(円)
			内 容	単位数	単位	2割(円)
						3割(円)
	第一	一号通所事業	区・市独自基準通所型サービス		別表によ	<b></b>
			地域通所介護11			4,160
		要介護1	3時間以上4時間未満のサービス提供	416		416
		安月 竣工		- 110		832
介						1,248
	地域に	要介護2	地域通所介護12	478	1	4,780
護			3時間以上4時間未満のサービス提供			478
サ	密着				口	956
9	型型				に	1,434
]	通		地域通所介護13		()	5,400
	所	要介護3	3時間以上4時間未満のサービス提供	540	つ	540
F.	介	文// 版 5		010	3.	1,080
ス	護				き	1,620
			地域通所介護14			6,000
		要介護4	3時間以上4時間未満のサービス提供	600		600
		女// 咬雪		500		1,200
						1,800

			サービス内容略称			全額(円)
			) C > 1 1\text{1 MI MI MI.}	合成	算定	1割(円)
			内 容	単位数	単位	2割(円)
			1,7 1		—	3割(円)
			地域通所介護15			6,630
			3時間以上4時間未満のサービス提供			663
		要介護5		663		1,326
						1,989
			地域通所介護21			4,360
		<b>≖ ∧ ***</b> •	4時間以上5時間未満のサービス提供	400		436
		要介護1		436		872
						1,308
			地域通所介護22			5,010
		<b>西</b> 众 拱 0	4時間以上5時間未満のサービス提供	F01		501
		要介護2		501		1,002
						1,503
			地域通所介護23			5,660
		要介護3	4時間以上5時間未満のサービス提供	566		566
		女月 唆り		300		1,132
						1,698
			地域通所介護24			6,290
		要介護4	4時間以上5時間未満のサービス提供	629	1 回	629
	地域密着型通所。			023		1,258
介						1,887
			地域通所介護25			6,950
護		要介護5	4時間以上5時間未満のサービス提供	695		695
サ					Ш	1,390
			ULIANZ TO Attack		- K	2,085
1		要介護1	地域通所介護31	657		6,570
			5時間以上6時間未満のサービス提供		2	657
ビ	介護				き	1,314
ス	吺		地社学三氏人类20		Ċ	1,971
			地域通所介護32 5時間以上6時間未満のサービス提供	_		7,760 776
		要介護2	3時間以上0時間木個のサービへ使供	776		1,552
						2,328
			地域通所介護33	+		8,960
			5時間以上6時間未満のサービス提供	-		896
		要介護3	5 時間の上5 時間内間間マンプ これ版内	896		1,792
				┥		2,688
			地域通所介護34	1		10,130
			5時間以上6時間未満のサービス提供	┥		1,013
		要介護4		1,013		2,026
				╡		3,039
			地域通所介護35			11,340
			5時間以上6時間未満のサービス提供	╡		1,134
		要介護5		1,134		2,268
				╡		3,402
			地域通所介護41			6,780
		<b>邢 △ =# -</b>	6時間以上7時間未満のサービス提供	7 670		678
		要介護1		678		1,356
				7		2,034

			サービス内容略称			全額(円)
			) C > 4 15H MH 41.	合成	算定	1割(円)
			内 容	単位数	単位	2割(円)
					. ,	3割(円)
			地域通所介護42			8,010
			6時間以上7時間未満のサービス提供			801
		要介護2		801		1,602
						2,403
		地域通所介護43		9,250		
		<b>≖</b> ∧ <b>*</b> * •	6時間以上7時間未満のサービス提供	0.05		925
		要介護3		925		1,850
						2,775
	•		地域通所介護44			10,490
		<b></b> ∧ ⇒# .	6時間以上7時間未満のサービス提供			1,049
		要介護4		1,049		2,098
						3,147
	•		地域通所介護45			11,720
		<b>亚</b> 人 <b>-</b> # -	6時間以上7時間未満のサービス提供	1 170		1,172
		要介護5		1,172		2,344
						3,516
	•		地域通所介護51			7,530
		≖ ∧ <b>-</b> #* •	7時間以上8時間未満のサービス提供			753
		要介護1		753		1,506
介						2,259
)	地		地域通所介護52		1	8,900
護	域密着	<b>亚</b> 人-#-0	7時間以上8時間未満のサービス提供	000	回に	890
		要介護2		890		1,780
サ						2,670
1	型.通	要介護3	地域通所介護53			10,320
'	所		7時間以上8時間未満のサービス提供	1 029	2	1,032
ビ	介			1,032		2,064
	護				き	3,096
ス			地域通所介護54			11,720
		要介護4	7時間以上8時間未満のサービス提供	1,172		1,172
		女月 唆任		1,172		2,344
						3,516
			地域通所介護55			13,120
		要介護5	7時間以上8時間未満のサービス提供	1,312		1,312
		久/1 咬∪		1,012		2,624
						3,936
			地域通所介護61			7,830
		要介護1	8時間以上9時間未満のサービス提供	783		783
		△// 校工				1,566
						2,349
			地域通所介護62	_		9,250
		要介護2	8時間以上9時間未満のサービス提供	925		925
		ス/I 咬²		320		1,850
						2,775
			地域通所介護63	_		10,720
		要介護3	8時間以上9時間未満のサービス提供	1,072		1,072
		A/1 11X U				2,144
						3,216

			サービス内容略称			全額(円)
			) C 1 121 MINT	合成	算定	1割(円)
			内 容	単位数	単位	2割(円)
			1.1 4	T   1230	7-122	3割(円)
			地域通所介護64			12,200
			8時間以上9時間未満のサービス提供		1	1,220
		要介護4	の利用が上が利用が利用です。これには	1,220		2,440
					口	3,660
			地域通所介護65		に	13,650
			8時間以上9時間未満のサービス提供		ク	1,365
		要介護5	の時間以上が時間水価ックグーに外に快	1,365	き	2,730
						4,095
			入浴介助加算(I)			4,095
			入浴サービスの実施	40		40
						80
		入浴介助加算	1 ※ 人 B. +n 笠 / 田 )		1	120
			入浴介助加算(Ⅱ)		日	550
			介護福祉士等が利用者の居宅を訪問し、浴室における動作・環境を評価	55	に	55
			機能訓練指導員等が共同して、個別の入浴計画を作成		つき	110
			中子庁 レフト blank			165
			中重度ケア体制加算			450
介	地域密	中重度ケア 体制加算	要介護3以上の利用者割合が30%以上等	45		45
<i>=#:</i>		14 刊 川 昇				90
護			4. 77 48 45 1 \z 46 +n /25 ( T )			135
サ	着		生活機能向上連携加算(I)			1,000
	型	<u>!</u> <u>!</u>	通所リハ等のPT・OT等が、ICTを活用した動画等により、	100		100
1	通		利用者の状態を把握した上で、助言			200
	所		3月に1回を限度		1	300
F.	介護	al Santillo Alice	生活機能向上連携加算(Ⅱ)1		月	2,000
ス	丧	生活機能向上	通所リハ等のPT・OT等が利用者宅等を訪問し、	200	に	200
'		連携加算	利用者の状態を把握した上で、助言		つ	400
			11.77 48.45 4- 1.74 48 48 (T.) O		き	600
			生活機能向上連携加算(Ⅱ)2			1,000
			生活機能向上連携加算(Ⅱ)1の要件を満たしたうえで	100		100
			個別機能訓練加算を算定している場合			200
			m nulkk by au otten /* / * ) >			300
			個別機能訓練加算(I)イ			560
			専従の機能訓練指導員1名以上(配置時間の定めなし)	56	1	56
			個別機能訓練計画の作成と5人程度の小集団訓練		1 日	112
			TO DULING AND		に	168
			個別機能訓練加算(I)口		つ	760
		個別機能訓	専従の機能訓練指導員1名以上(サービス提供時間帯配置)	76	き	76
		練加算	個別機能訓練計画の作成と5人程度の小集団訓練			152
			TO DUMAN SUIVE TO AT A TO		1	228
			個別機能訓練加算(Ⅱ)		1 月	200
			個別機能訓練加算(I)の要件に加えて、	20	に	20
			LIFEに計画書を提出した場合		2	40
					き	60

			サービス内容略称			全額(円)
				合成	算定	1割(円)
			内 容	単位数	単位	2割(円)
						3割(円)
			ADL維持等加算(I)			300
			評価対象利用者が10名以上			30
			BIの評価を行い、厚労省に提出	30	1	60
		ADL維持等	ADL利得が1以上		月	90
		加算	ADL維持等加算(Ⅱ)		に	600
		7451	評価対象利用者が10名以上		つき	60
			BIの評価を行い、厚労省に提出	60	2	120
			ADL利得が2以上			180
			認知症加算			600
			日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が			60
		認知症加算		60	1	
			「100分の20以上」であること		日	120
			++ F- U.=77 by -+ 57 3 by by		に	180
		若年性認知症	若年性認知症受入加算		つ	600
		利用者受入加	個別に担当を決め、当該利用者の特性や	60	き	60
		算	ニーズに応じたサービス提供を行った場合			120
			W Mr. and A L. toler			180
			栄養アセスメント加算		1 月	500
		栄養アセス メント加算	管理栄養士1名以上	50	につ	50
			栄養アセスメントの実施			100
介			栄養状態等の情報を厚労省に提出		<u>き</u>	150
	地域密着		栄養改善加算		月2回限-	2,000
護		栄養改善加算	管理栄養士1名以上	200		200
サ			栄養ケア計画の作成及び栄養改善サービスの実施	200		400
1	型型		3か月ごとの評価と必要に応じ居宅を訪問		度	600
]	通		口腔・栄養スクリーニング加算(I)			200
	所		①6か月ごとに口腔の健康状態について確認を行い、ケアマネに情報提供	20	1 回	20
F.	介		②6か月ごとに栄養状態について確認を行い、ケアマネに情報提供	20		40
-	護	口腔・栄養スク	①及び②		に	60
ス		リーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		2	50
			①6か月ごとに口腔の健康状態について確認を行い、ケアマネに情報提供	5	き	5
			②6か月ごとに栄養状態について確認を行い、ケアマネに情報提供	3		10
			①又は②			15
			口腔機能向上加算(I)			1,500
			歯科衛生士又は看護職1名以上	150		150
			口腔機能改善管理指導計画の作成と実施	190	月	300
		口腔機能			2	450
		向上加算	口腔機能向上加算(Ⅱ)		回 限	1,600
			口腔機能向上加算(I)に加えて、	1.00	度	160
			計画書等の情報をLIFEに提出	160	$\sim$	320
						480
			科学的介護推進体制加算		1	400
		科学的介護	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症等の心身の状況等を	40	月	40
		推進体制加算	厚生労働省に提出	40	につ	80
						120
			送迎減算		き片	-470
		☆44cm′ ¥′	事業所が送迎を行わない場合	A 77	道	-47
		送迎減算		-47	につ	-94
					ŧ	-141

			サービス内容略称			全額(円)
				合成	算定	1割(円)
			内 容	単位数	単位	2割(円)
						3割(円)
			サービス提供体制加算(I)			220
			介護福祉士が70%以上	22		22
		12 - No 12 ///	勤続10年以上介護福祉士25%以上	_		44
		サービス提供 体制強化加算	サービス提供体制加算(Ⅱ)		1	66 180
		14.10.32.103634	介護福祉士が50%以上		口	18
			7 IX	18	につ	36
					き	54
			サービス提供体制加算(Ⅲ)			60
	地	サービス提供	①介護福祉士が40%以上	6		6
	域	体制強化加算	②勤続7年以上30%以上	_		12
	密		①もしくは②のいずれかに該当			18
	着型	介護職員処遇改善加算 (令和6年5月まで)	介護職員処遇改善加算(I)	所定単位の 59/1000		
	通所合	介護職員等特定 処遇改善加算	介護職員特定処遇改善加算(I)	所定単位の 12/1000		
	介護	処遇以書加昇 (令和6年5月まで)	介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の 10/1000		
		介護職員等ベースアップ等 支援加算 (令和6年5月まで)	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位の 11/1000	1 月 に	
介		介護職員等 処遇改善加算 (令和6年6月 ~)	介護職員処遇改善加算(I)	所定単位の 92/1000	につき	
護			介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の 90/1000	Ú	
サ			介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位の 80/1000		
1			介護職員処遇改善加算(IV)	所定単位の 64/1000		
ビ			通所介護 I 11			3,700
L		要介護1	3時間以上4時間未満のサービス提供	370		370
ス		A)1 102 1		_		740
			通所介護 I 12			1,110 4,230
			3時間以上4時間未満のサービス提供	_		4,230
		要介護2	の利用が工芸術用が制。シンプログ	423		846
						1,269
	通		通所介護 I 13			4,790
	常	要介護3	3時間以上4時間未満のサービス提供	479	_	479
	規模	ス月段⊍			1 回	958
	型		字式 <b>公</b> 选 I 1 4		に	1,437
	通		通所介護 I 14 3時間以上4時間未満のサービス提供	-	2	5,330
	所介	要介護4	1947	533	き	533 1,066
	護			-		1,599
			通所介護 I 15			5,880
		要介護5	3時間以上4時間未満のサービス提供	588		588
		女月 喪り		900		1,176
			Name Visit visit			1,764
			通所介護 I 21	4		3,880
		要介護1	4時間以上5時間未満のサービス提供	388		388 776
				-		1,164
						1,101

			サービス内容略称			全額(円)
			) C > 4 15H MU41.	— 合成	算定	1割(円)
			内 容	単位数	単位	2割(円)
			. , ,	. ,		3割(円)
			通所介護 I 22			4,440
		<b>亚</b> Δ <b>-</b> #* ο	4時間以上5時間未満のサービス提供			444
		要介護2		444		888
						1,332
			通所介護 I 23			5,020
		要介護3	4時間以上5時間未満のサービス提供	502		502
		安月 曖 0		302		1,004
						1,506
			通所介護 I 24			5,600
		要介護4	4時間以上5時間未満のサービス提供	560		560
		女// 吱吱				1,120
						1,680
			通所介護 I 25			6,170
		要介護5	4時間以上5時間未満のサービス提供	617		617
		20112		_		1,234
			Arrest A till a co			1,851
			通所介護 I 31			5,700
		要介護1	5時間以上6時間未満のサービス提供	570		570
						1,140
			学式人类 1.00			1,710
	通常規		通所介護 I 32 5時間以上6時間未満のサービス提供			6,730
介			3时间以上0时间不偏切为一口入促供	673	_	673
護					1 □	1,346 2,019
以文		要介護3	通所介護 I 33			7,770
サ	模		5時間以上6時間未満のサービス提供			777
1	型		護3 777	に	1,554	
]	通所				つ	2,331
Ľ	介		通所介護 I 34			8,800
	護	A	5時間以上6時間未満のサービス提供		き	880
ス		要介護4		880		1,760
						2,640
			通所介護 I 35			9,840
		<b>亚</b> 人类 =	5時間以上6時間未満のサービス提供	004		984
		要介護5		984		1,968
						2,952
			通所介護 I 41			5,840
		要介護1	6時間以上7時間未満のサービス提供	584		584
		女月 暖1		504		1,168
						1,752
			通所介護 I 42			6,890
		要介護2	6時間以上7時間未満のサービス提供	689		689
		<b>У</b> Л Ю2		_		1,378
			N			2,067
			通所介護 I 43	<b>.</b>		7,960
		要介護3	6時間以上7時間未満のサービス提供	796		796
				4		1,592
		NZT /		2,388		
			通所介護 I 44	4		9,010
		要介護4	6時間以上7時間未満のサービス提供	901		901
				-		1,802
						2,703

			サービス内容略称			全額(円)
			2 2 13 17 17 17	一 合成	算定	1割(円)
			内 容	単位数	単位	2割(円)
						3割(円)
			通所介護 I 45			10,080
		要介護5	6時間以上7時間未満のサービス提供	1 000		1,008
		安月 喪 0		1,008		2,016
						3,024
			通所介護 I 51			6,580
		要介護1	7時間以上8時間未満のサービス提供	658		658
		X/11X1		_		1,316
			)7-7 A 2# 1 = 0			1,974
			通所介護 I 52			7,770
		要介護2	7時間以上8時間未満のサービス提供	777		777
						1,554
	-		语示众: 1 E 9			2,331
			通所介護 I 53 7時間以上8時間未満のサービス提供			9,000
		要介護3	7時間以上0時間木個のサービへ提供	900		1,800
						2,700
			通所介護 I 54			10,230
			7時間以上8時間未満のサービス提供			1,023
	浬	要介護4	Total Market Control of the Control	1,023		2,046
	通常					3,069
	規	要介護5	通所介護 I 55	+		11,480
介	模		7時間以上8時間未満のサービス提供	1 1 10	1	1,148
	型通			1,148		2,296
護	所 介					3,444
.11.		要介護1	通所介護 I 61			6,690
サ	護		要介護1 8時間以上9時間未満のサービス提供 669	660	に	669
1					Ų	1,338
					つ	2,007
F,			通所介護 I 62			7,910
ス		要介護2	8時間以上9時間未満のサービス提供	791	き	791
^ `						1,582
	-		(本記入: 1.09			2,373
			通所介護 I 63 8時間以上9時間未満のサービス提供			9,150 915
		要介護3	O時間以上9時間未偏のリーLへ提供	915		1,830
				_		2,745
			通所介護 I 64	+		10,410
		_	8時間以上9時間未満のサービス提供			1,041
		要介護4	SWINDS TOWN HIS KIND OF THE DECEMBER OF THE DE	1,041		2,082
						3,123
	<del> </del>		通所介護 I 65			11,680
		<b></b> ∧ -#	8時間以上9時間未満のサービス提供	1 100		1,168
		要介護5		1,168		2,336
				7		3,504
	大		通所介護Ⅱ11			3,580
	規模	要介護1	3時間以上4時間未満のサービス提供	358		358
	型	女月 授↓		300		716
	通 所 -					1,074
	介		通所介護Ⅱ12	_		4,090
	護	要介護2	3時間以上4時間未満のサービス提供	409		409
	Ī	2171 HX.				818
	$\smile$					1,227

			サービス内容略称			全額(円)
			2 C 2 1 3/1 PH 19	- 合成	算定	1割(円)
			内 容	単位数	単位	2割(円)
			. , ,	. ,		3割(円)
			通所介護Ⅱ13			4,620
			3時間以上4時間未満のサービス提供	400		462
		要介護3		462		924
						1,386
			通所介護Ⅱ14			5,130
		要介護4	3時間以上4時間未満のサービス提供	513		513
		安月 曖年		515		1,026
						1,539
			通所介護Ⅱ15			5,680
		要介護5	3時間以上4時間未満のサービス提供	568		568
		女// 吱0				1,136
						1,704
			通所介護Ⅱ21			3,760
		要介護1	4時間以上5時間未満のサービス提供	376		376
		20112				752
			Arrest A till an a			1,128
			通所介護Ⅱ22			4,300
		要介護2	4時間以上5時間未満のサービス提供	430		430
		2271 112			1	860
			文式 人类 H 0.0			1,290
	大規模型通		通所介護Ⅱ23 4時間以上5時間未満のサービス提供			4,860
介		要介護3	4时间以上3时间木桶切り一口入促供	486		486 972
護						1,458
吃		要介護4				5,410
サ			4時間以上5時間未満のサービス提供	-		541
١,	所		獲4 <b>年</b>	541	に	1,082
]	介護				つ	1,623
F.	改 (		通所介護Ⅱ25		- )	5,970
	Ι		4時間以上5時間未満のサービス提供		き	597
ス	$\overline{}$	要介護5	2 3 1 3 2 1 2 1 3 1 3 1 7 2 2 2 7	597		1,194
						1,791
			通所介護Ⅱ31			5,440
		亚人类1	5時間以上6時間未満のサービス提供			544
		要介護1		544		1,088
						1,632
			通所介護Ⅱ32			6,430
		要介護2	5時間以上6時間未満のサービス提供	643		643
		安月 曖८		045		1,286
						1,929
			通所介護Ⅱ33	_		7,430
		要介護3	5時間以上6時間未満のサービス提供	743		743
		△// 限り		10		1,486
			200			2,229
			通所介護Ⅱ34	<b></b>		8,400
		要介護4	5時間以上6時間未満のサービス提供	840		840
				<b>⊣</b>		1,680
			) <b>スポーク</b> ロ	ご会議するこ		2,520
			通所介護Ⅱ35	4		9,400
		要介護5	5時間以上6時間未満のサービス提供	940		940
				-		1,880
						2,820

			サービス内容略称			全額(円)
			2 2 1 1 1 FB FB FB	合成	算定	1割(円)
			内 容	単位数	単位	2割(円)
			. , ,			3割(円)
			通所介護Ⅱ41			5,640
			6時間以上7時間未満のサービス提供			564
		要介護1		564		1,128
						1,692
			通所介護Ⅱ42			6,670
		要介護2	6時間以上7時間未満のサービス提供	667		667
		女月 喪4		007		1,334
						2,001
			通所介護Ⅱ43			7,700
		要介護3	6時間以上7時間未満のサービス提供	770		770
		女// 设0				1,540
						2,310
			通所介護Ⅱ44			8,710
		要介護4	6時間以上7時間未満のサービス提供	871		871
		20,1,52				1,742
			>==== ∧ =# + + + + = + = + = + = + = + = + = +			2,613
			通所介護Ⅱ45	_		9,740
		要介護5	6時間以上7時間未満のサービス提供	974	1 回 に つ	974
						1,948
						2,922
	大規模型通		7時間以上8時間未満のサービス提供	-		6,290 629
介		要介護1	7時間以上0時間不個のグーレグ促展	629		1,258
護				-		1,887
HZ.		要介護2	通所介護Ⅱ52	744		7,440
サ			7時間以上8時間未満のサービス提供			744
1	所		The distribution of the latest the second latest			1,488
]	介護					2,232
ピ	一		通所介護Ⅱ53			8,610
	Ι	≖ ∧ <i>=</i> # o	7時間以上8時間未満のサービス提供	001	き	861
ス	$\overline{}$	要介護3		861		1,722
						2,583
			通所介護Ⅱ54			9,800
		西介諾 /	7時間以上8時間未満のサービス提供	980		980
		要介護4		960		1,960
						2,940
			通所介護Ⅱ55			10,970
		要介護5	7時間以上8時間未満のサービス提供	1,097		1,097
		<b>文</b> /1 成 0		1,001		2,194
			and the first the second secon			3,291
			通所介護Ⅱ61	-		6,470
		要介護1	8時間以上9時間未満のサービス提供	647		647
				-		1,294
				1		1,941
			通所介護Ⅱ62	-		7,650
		要介護2	8時間以上9時間未満のサービス提供	765		765
				-		1,530
				-		2,295
			週別月 護 11 03 8時間以上9時間未満のサービス提供	-		8,850 885
		要介護3	Ory 同外上が同小側ックッ ころ決民	885		1,770
				-		2,655
L						4,000

			サービス内容略称			全額(円)
			7 C 2 1 3/H FH FT	一 合成	算定	1割(円)
			内 容	単位数	単位	2割(円)
			. , ,			3割(円)
	大		通所介護Ⅱ64			10,070
	規模	<b></b> ∧ ⇒# .	8時間以上9時間未満のサービス提供			1,007
	型型	要介護4		1,007		2,014
	通					3,021
	所介		通所介護Ⅱ65			11,270
	護	要介護5	8時間以上9時間未満のサービス提供	1,127		1,127
	î	安月 曖 0		1,121		2,254
	)					3,381
			通所介護Ⅲ11			3,450
		要介護1	3時間以上4時間未満のサービス提供	345		345
		女// 陵1				690
						1,035
			通所介護Ⅲ12			3,950
		要介護2	3時間以上4時間未満のサービス提供	395		395
		207.02				790
			\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			1,185
			通所介護Ⅲ13			4,460
		要介護3	3時間以上4時間未満のサービス提供	446		446 892
					1 回	
						1,338 4,950
_			週月月 <b>後 114</b> 3時間以上4時間未満のサービス提供			4,950
介			3時間以上4時間水側のグービバル供	495		990
護						1,485
H.X.						5,490
サ			3時間以上4時間未満のサービス提供			549
1	大規		介護5 549	549	に	1,098
1	模				つ	1,647
F.	型		通所介護Ⅲ21			3,620
	通	<b>亚</b> 人 <b>-</b> * * •	4時間以上5時間未満のサービス提供	0.00	き	362
ス	所介	要介護1		362		724
	護					1,086
	$\overline{}$		通所介護Ⅲ22			4,140
	II	要介護2	4時間以上5時間未満のサービス提供	414		414
	)	女月 暖石				828
						1,242
			通所介護Ⅲ23	_		4,680
		要介護3	4時間以上5時間未満のサービス提供	468		468
		271123				936
			77 7 A 5# m 0 .			1,404
			通所介護Ⅲ24	4		5,210
		要介護4	4時間以上5時間未満のサービス提供	521		521
				-		1,042
			通所介護Ⅲ25			1,563
			毎月月 護 11 25 4時間以上5時間未満のサービス提供	-		5,750 575
		要介護5	まり回外上の時間不働のグラートへ定供	575		1,150
				-		1,725
						5,250
			5時間以上6時間未満のサービス提供	-		525
		要介護1		525		1,050
				┥		1,575
Щ_	1		1	1		

			サービス内容略称			全額(円)
			7 - 13 H 14 H	一合成	算定	1割(円)
			内 容	単位数	単位	2割(円)
						3割(円)
			通所介護Ⅲ32			6,200
			5時間以上6時間未満のサービス提供	-		620
		要介護2		620		1,240
						1,860
			通所介護Ⅲ33			7,150
		<b>亜△</b> #10	5時間以上6時間未満のサービス提供	715		715
		要介護3		715		1,430
						2,145
			通所介護Ⅲ34			8,120
		要介護4	5時間以上6時間未満のサービス提供	812		812
		安月 曖年		012		1,624
						2,436
			通所介護Ⅲ35			9,070
		要介護5	5時間以上6時間未満のサービス提供	907		907
		女月 吱0		301		1,814
						2,721
			通所介護Ⅲ41			5,430
		要介護1	6時間以上7時間未満のサービス提供	543		543
		安川 曖1		010		1,086
	_					1,629
	大規模型通所介護(Ⅱ)	要介護2	通所介護Ⅲ42	641	1	6,410
介			6時間以上7時間未満のサービス提供			641
				_ 011		1,282
護			277 - 157 A - 111 - 122		lei	1,923
サ		要介護3	通所介護Ⅲ43	740	回に	7,400
			6時間以上7時間未満のサービス提供			740
1						1,480
			\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		2	2,220
ピ			通所介護Ⅲ44		き	8,390
ス			6時間以上7時間未満のサービス提供 839	839	5	839
				_		1,678
	-		字式公共W45			2,517
		要介護5	通所介護Ⅲ45 6時間以上7時間未満のサービス提供	_		9,390 939
			0时间以上7时间不偏少分。	939		1,878
						2,817
	-					6,070
			7時間以上8時間未満のサービス提供			607
		要介護1	TRI 同外工ON 同水画のグターに八足伝	607		1,214
						1,821
						7,160
			7時間以上8時間未満のサービス提供			716
		要介護2		716		1,432
				-		2,148
	<del>-</del>					8,300
		_	7時間以上8時間未満のサービス提供	┥		830
		要介護3	- Andorrange Andriendary A By WEDV	830		1,660
				┥		2,490
	<del>-</del>		通所介護Ⅲ54	+		9,460
		A	7時間以上8時間未満のサービス提供	<b>-</b>		946
		要介護4		946		1,892
				╡		2,838
	<u> </u>		ı	1		, -

			サービス内容略称			全額(円)
			, , , , , , , , ,	合成	算定	1割(円)
			内 容	単位数	単位	2割(円)
						3割(円)
			通所介護Ⅲ55			10,590
		要介護5	7時間以上8時間未満のサービス提供	1,059		1,059
		安月 曖 0				2,118
			No. 2015			3,177
			通所介護Ⅲ61	623		6,230
		要介護1	8時間以上9時間未満のサービス提供			623
						1,246
	大		通所介護Ⅲ62			1,869 7,370
	規 模		8時間以上9時間未満のサービス提供			737
	型	要介護2	8時間以上9時間不個のり しつ延展	737	1	1,474
	通				口	2,211
	所		通所介護Ⅲ63		に	8,520
	介護		8時間以上9時間未満のサービス提供		つき	852
	ウ	要介護3		852	2	1,704
	$\Pi$					2,556
	$\overline{}$		通所介護Ⅲ64			9,700
		要介護4	8時間以上9時間未満のサービス提供	070		970
				970		1,940
						2,910
		要介護5	通所介護Ⅲ65			10,860
介			8時間以上9時間未満のサービス提供	1,086		1,086
		女// 吱0		1,000		2,172
護			a NA A PL L. Mr. ( - )			3,258
サ			入浴介助加算(I)	-		400
			入浴サービスの実施	40		40
]						80 120
Ľ	,	入浴介助加算	入浴介助加算(Ⅱ)		1	550
			↑ 次 で		日につき	55
ス			機能訓練指導員等が共同して、個別の入浴計画を作成	55		110
						165
			中重度ケア体制加算		U	450
	中重度ケア 体制加算		要介護3以上の利用者割合が30%以上等	4.5		45
				45		90
						135
			生活機能向上連携加算(I)			1,000
			通所リハ等のPT・OT等が、ICTを活用した動画等により、	100		100
			利用者の状態を把握した上で、助言	100		200
	生活機能向上 連携加算		3月に1回を限度		1	300
			生活機能向上連携加算(Ⅱ)1		1 月	2,000
			通所リハ等のPT・OT等が利用者宅等を訪問し、	200	に	200
			利用者の状態を把握した上で、助言		2	400
			生活機能向上連携加算(Ⅱ)2		き	1,000
			生活機能向上連携加昇(II)2 生活機能向上連携加算(II)1の要件を満たしたうえで			1,000
			個別機能訓練加算を算定している場合	100		200
			四次三人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人	-		300
			個別機能訓練加算(I)イ		1	560
		個別機能訓	専従の機能訓練指導員1名以上(配置時間の定めなし)	1	日	56
		練加算	個別機能訓練計画の作成と5人程度の小集団訓練	56	に	112
			A Standard Manager		つき	168
				ı		L

		サービス内容略称			全額(円)
			合成	算定	1割(円)
		内 容	単位数	単位	2割(円)
					3割(円)
		個別機能訓練加算(I)ロ		1	760
		専従の機能訓練指導員1名以上(サービス提供時間帯配置)	7.0	日	76
		個別機能訓練計画の作成と5人程度の小集団訓練	76	につ	152
	個別機能訓			ŧ	228
	練加算	個別機能訓練加算(Ⅱ)		1	200
		個別機能訓練加算(I)の要件に加えて、	20	月 に	20
		LIFEに計画書を提出した場合	20	7	40
				Ė	60
		ADL維持等加算(I)			300
		評価対象利用者が10名以上	20		30
		BIの評価を行い、厚労省に提出	30	1	60
	A D I 644++++++++++++++++++++++++++++++++++	ADL利得が1以上		月	90
	ADL維持等加算	ADL維持等加算(Ⅱ)		につ	600
		評価対象利用者が10名以上	60	き	60
		BIの評価を行い、厚労省に提出	60		120
		ADL利得が2以上			180
		認知症加算		1 日 に つ	600
	認知症加算	日常生活自立度III以上の利用者の占める割合が	60		60
	祁和址加昇	「100分の20以上」であること			120
介					180
	若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症受入加算			600
護		個別に担当を決め、当該利用者の特性や	60	き	60
,1		ニーズに応じたサービス提供を行った場合	00	Į ,	120
サ					180
1		栄養アセスメント加算		1 月につき 月	500
	栄養アセス メント加算	管理栄養士1名以上	50		50
ビ		栄養アセスメントの実施	50		100
l l		栄養状態等の情報を厚労省に提出			150
ス		栄養改善加算			2,000
	栄養改善加算	管理栄養士1名以上	200	2 旦	200
		栄養ケア計画の作成及び栄養改善サービスの実施	200	限	400
		3か月ごとの評価と必要に応じ居宅を訪問		度	600
		口腔・栄養スクリーニング加算(I)			200
		⑥6か月ごとに口腔の健康状態について確認を行い、ケアマネに情報提供	20		20
		②6か月ごとに栄養状態について確認を行い、ケアマネに情報提供	20	1	40
	口腔・栄養スク	①及び②		回 に	60
	リーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		2	50
		①6か月ごとに口腔の健康状態について確認を行い、ケアマネに情報提供	5	き	5
		②6か月ごとに栄養状態について確認を行い、ケアマネに情報提供	Ü		10
		①又は②			15
		口腔機能向上加算(I)			1,500
		歯科衛生士又は看護職1名以上	150	н	150
		口腔機能改善管理指導計画の作成と実施	100	月 2	300
	口腔機能			旦	450
	向上加算	口腔機能向上加算(Ⅱ)		限	1,600
		口腔機能向上加算(I)に加えて、	160	度	160
		計画書等の情報をLIFEに提出	100		320
					480

		サービス内容略称			全額(円)
			合成	算定 単位	1割(円)
		内 容	単位数		2割(円)
					3割(円)
		科学的介護推進体制加算		1	400
	科学的介護	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症等の心身の状況等を	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症等の心身の状況等を 40	月 に	40
	推進体制加算	厚生労働省に提出	40	2	80
				き	120
		送迎減算		片	-470
	送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	-47	道 に	-47
	<b>过程吸</b>		-41	につき	-94
					-141
		サービス提供体制加算(I)	22	1 回 に	220
介		介護福祉士が70%以上			22
護		勤続10年以上介護福祉士25%以上			44
啰					66
サ		サービス提供体制加算(II)			180
	サービス提供体制	介護福祉士が50%以上	18		18
I	強化加算			2	36
Ľ		2 - 2 IF III II dad to ble (m)		き	54
L		サービス提供体制加算(Ⅲ)	1		60
ス		①介護福祉士が40%以上	6		6
		②勤続7年以上30%以上			12
		①もしくは②のいずれかに該当			18
		介護職員処遇改善加算(I)	所定単位の 92/1000	1	
	介護職員等 処遇改善加算 (令和6年6月~)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の 90/1000	1 月 に	
		介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位の 80/1000	につき	
		介護職員処遇改善加算(IV)	所定単位の 64/1000	)	

※ 以上のほかに、合計9時間以上を越える場合には、以下の延長の加算分がかかります。

		サービス内容略称			全額(円)
			合成	算定	1割(円)
		内 容	単位数	単位	2割(円)
					3割(円)
		延1			500
	延長料金 9時間以上~10時間未	9時間以上10時間未満のサービス提供	50	1回につき	50
	海湖 海				100
					150
介護	延長料金 10時間以上~11時間未 満	延2	100		1,000
サ		10時間以上11時間未満のサービス提供			100
ビビ					200
レス					300
		延3			1,500
	延長料金 11時間以上~12時間未 満	11時間以上12時間未満のサービス提供	150		150
			150		300
					450

<sup>※</sup> 負担額は小数点以下の計算の関係で実際の金額と若干異なります。

### (2)介護保険以外の利用料金

項目	料金
食費(昼食、おやつ代)	690 円
食費(特別食・ムース食等、おやつ代)	実費
おむつ代	実費
レクリエーションにかかる費用	実費
	円

\* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。

その場合は一旦全額自己負担額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。 サービス提供証明書を後日、お住まいの区市町村の窓口に提出しますと、差額の 払戻しを受けることができます。

\* 以上のほかに、合計12時間以上を越える延長の加算等をご請求する場合がございます。

#### (3)お支払い方法

毎月25日頃に前月分の請求書を送付致しますので、合計額を翌々月の4日に口座引き落としの方法でお支払いください。もしくは、請求書の交付を受けてから10日以内に銀行振り込み・現金支払いでも構いません。お支払いいただきますと、領収書を発行致します。

## ◆ キャンセル料

サービス利用を中止する場合には、できるだけ早く事業所へお知らせ下さい。 利用者様のご都合でサービスを中止する場合、利用日当日の午前8時30分までにご連絡がなかった場合は1日分の食費相当分(690円)のキャンセル料がかかります。

### ◆ サービス内容

- ① 送迎 自宅の玄関までお迎えに伺い、お送り致します。
- ② 食事 利用者様の状況に沿った温かい食事を提供致します。
- ③ 生活相談 利用者様及びご家族の日常生活における、介護等に関する相談及び助言を致します。
- ④ 入浴 利用者様の状態に合わせた入浴介助を行います。
- ⑤ 機能訓練 体操等を行い、残存機能の維持向上に努めます。
- ⑥ レクリエーション 日常活動プログラムに趣味活動等を取り入れ、心身のリフレッシュ を図ります。

### ◆ サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。 通所介護契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

## (2)サービスの終了

① 利用者様の都合でサービスを終了する場合

1週間前の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足又は信頼関係が損なわれる等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了せざるを得ない場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

#### ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・利用者様がお亡くなりになった場合
- 4) その他
  - ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当法人が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
  - ・利用者様が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は利用者様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

## ◆ 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。また、救急車対応の措置を講じる場合もあります。

#### ◆ 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について
  - ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生 労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの ためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
  - ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする 上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
  - ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
  - ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、 従業者との雇用契約の内容とします。

#### (2)個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、 利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め 文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## ◆ 事故防止及び発生時の対応方法について

事故を予防するため、当事業所では職員教育及び設備・環境整備等、最大限の努力を行っております。しかし転倒等の事故を完全に防げるものではありませんのでご了承下さい。 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・精神・財産・名誉等に損害を及ぼした場合には、事業者が加入している損害賠償保険の範囲内で、その損害を賠償します。

### ◆ 当事業所の概要及び特徴

### ・ 事業の目的及び運営方針

- ① 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、 利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所計画を作成し利用者が必要 とする適切なサービスを提供致します。
- ② 利用者またはその家族に対して、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく 説明致します。
- ③ 適切な介護技術をもってサービス提供致します。

## ・ 虐待防止のための措置

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その 結果について、従業者に十分に周知する。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 五 利用者が虐待を受けている恐れがある場合はただちに区市町村へ報告する。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

## ・ ハラスメント防止のための措置

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、及び利用者等からの悪質なクレームや不当な要求・性的な言動等により、職員等の就業環境が害されることを防止するための明確化等の必要な措置を講じる。

### 事業所の概要

名称	デイホームにんじん・上野原
所在地	山梨県上野原市上野原522
事業者番号	山梨県指定 1971500135
サービス提供地域	山梨県上野原市、神奈川県相模原市緑区(小渕・佐野川・澤井・名 倉・日連・牧野・吉野)
営業日·営業時間	月~土曜日 8時30分~17時30分
定休日	日曜日、12月31日~1月3日(祝日は営業しています)

### 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	理学療法士	1名		施設運営全般	1名
生活相談員	介護福祉士	1名以上		生活指導·相談	1名以上
看護職員	看護師		1名以上	バイタルチェック、服薬	1名以上
介護職員	初任者研修·1級·2級	2名以上	3名以上	食事・入浴・排泄の介助等	5名以上
月曖慨只	その他			及事、八伯、別伯の月切み	5石以工
ドライバー	2級ヘルパー修了者		1名以上	送迎•乗降介助	1名以上

#### ・ 事業所の設備の概要

定員	30名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室 107.84㎡	相談室	1室
送迎車	4台	入浴設備	有

## ◆ サービスご利用にあたっての留意事項

- ① 送迎時間の連絡: 利用曜日によりあらかじめ送迎の時間はお知らせ致します。
- ② 体調確認 : 来所時のバイタルチェック及びご家族より聞き取りにて確認します。
- ③ 体調不良等によるサービスの中止・変更: 体調不良等によるサービス提供が不可能となった場合サービスの中止・変更する場合もあります。
- ④ 時間変更 : 利用者及び家族のニーズに出来る限り応えています。
- ⑤ 設備・器具の利用: 体調不良時、静養室の利用や必要に応じ車椅子の対応を致します。

## ◆ 非常災害対策

① 防災時の対応: 防災時対応マニュアルにより適切に対応します。

② 防災設備 : 消火器を施設内に設置し、救急持ち出し用具の設備をしています。

③ 防火訓練及び避難訓練 : 実施しています。

④ 防火責任者 : 事業所長

## ◆ サービスのご利用の参考項目

事 項	有無	事 項	有無
男性介護職員の有無	0	従業員への研修の実施	0
時間延長の有無	0	サービスマニュアルの作成	0
第三者評価の実施状況	無		